

令和5年1月25日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市国民健康保険運営協議会
会 長 俵 和 一

東御市国民健康保険税率について（答申）

令和4年12月23日付け4市民第347号で諮問のありました東御市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

記

1 答申

令和5年度における東御市国民健康保険税率は、諮問のとおり別紙の税率及び改定時期を適用することが妥当であると判断する。

なお、国保財政運営は県と共同で実施することとなっていることから、引き続き長野県国民健康保険運営方針に沿って、国保税率の改定の検討を含む財源確保を図るとともに、下記事項について一層の努力により東御市国民健康保険の健全な運営を図ることを求めます。

2 附帯意見

(1) 令和5年度においては、国民健康保険財政調整基金の活用等により財源確保が可能なものの、基金は限りがあるため、被保険者数の減少による歳入減や医療費の伸びに対する今後の財源確保については、引き続き検討が不可欠であると考えます。

将来に向けた安定的な財政運営を維持するため、県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一を視野に入れながら、被保険者への影響も考慮し、更に検討を進めること。

なお、賦課方式については、平成31年度に開始した資産割の段階的な税率縮小を継続させ、将来的には資産割を廃止した3方式へ移行するため、調整を図られたい。

- (2) 特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、疾病の早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
- (3) 適正受診の推奨やジェネリック医薬品（後発医薬品）への切り替えを推進し、医療費の抑制に努めること。
- (4) 国民健康保険税の賦課限度額（令和4年度 医療分 65万円、後期高齢者医療支援金分 20万円、介護納付金分 17万円）が改定された際は、その限度額に改定すること。
また、一定の所得以下の世帯に適用される均等割・平等割の軽減（7割・5割・2割）の適用対象が拡大された際は、低所得者に配慮して速やかに適用すること。
- (5) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。

別紙

1 国民健康保険税率

(1) 医療分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 6.7	100 分の 6.7
資産割額	100 分の 16.8	100 分の 11.2
被保険者均等割額	19,000 円	19,000 円
世帯別平等割額	19,500 円	19,500 円

(2) 後期高齢者支援金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.5
資産割額	100 分の 5.6	100 分の 3.8
被保険者均等割額	6,500 円	7,300 円
世帯別平等割額	6,500 円	7,000 円

(3) 介護納付金分

区 分	改定前	改定後
所得割額	100 分の 2.3	100 分の 2.3
資産割額	100 分の 2.7	100 分の 1.8
被保険者均等割額	9,000 円	9,000 円
世帯別平等割額	9,000 円	8,200 円

2 改定時期 令和 5 年 4 月 1 日